

わさよ no.73

市議会だより

題字作成協力
笠間高等学校卒業生
大森菜未さん

もくじ

令和6年第1回定例会

- 新年度予算の審査…………… 2
- 議案等の審議結果…………… 4
- 一般質問…………… 7

2024.5.16発行

案山子の語らい

文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～

令和6年度予算を審査しました

一般会計合計 340億6,000万円
(令和5年度 332億7,000万円)

前年度比 **2.4% UP**

特別会計・企業会計の令和6年度会計別予算の状況 (千円)

| 会計名 | | 予算額 | 会計名 | | 予算額 |
|------|--------------|-----------|------|-----------|--------------|
| 特別会計 | 国民健康保険特別会計 | 7,553,000 | 特別会計 | 病院事業会計 | 1,094,216 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 1,214,000 | | 水道事業会計 | 3,392,023 |
| | 介護保険特別会計 | 7,881,000 | | 工業用水道事業会計 | 29,579 |
| | 介護サービス事業特別会計 | 21,000 | | 下水道事業特別会計 | 4,147,119 |
| | | | | | 一般会計も含めた予算合計 |

【参考】令和5年度当初予算合計 60,013,909

今期定例会に、一般会計・特別会計・企業会計を合わせた、令和6年度予算が市長から提案されました。はじめに、予算の主な使い道についてお知らせいたします。

重要事務事業 2024 7分野の主な事業

第1章 都市基盤

- 幹線・生活道路の整備 985,628千円
- 交流拠点機能の強化 368,885千円



第2章 生活環境

- 地域災害対応・防災力の強靱化 69,317千円
- 資源循環型地域づくりの促進 469,415千円



第3章 健康・福祉

- 切れ目のない包括的支援体制の構築 352,899千円
- 幼児保育・教育環境の構築 2,040,498千円



第4章 産業

- 農業生産環境・担い手確保の強化 41,132千円
- 水田の畑地転換・整備促進による農業基盤の強化 203,144千円



第5章 教育・文化

- 笠間っ子学力・運動能力の向上 148,951千円
- 教育基盤の充実 518,174千円



第6章 地域づくり

- ダイバーシティ都市づくりの推進 19,967千円



第7章 自治体運営

- 既存ストックの適正管理と利活用の推進 10,924千円
- 公民連携推進・行政経営人材の育成 10,187千円



令和6年度重要事務事業では、笠間まるごと『子育て都市』宣言プロジェクトStage2・地域の稼ぐ力強化プロジェクト・女性・若者活躍促進プロジェクトを重点プロジェクトとして全部で48事業あります。全ての事業をご覧になりたい場合は、市ホームページにアクセスしてください。





予算特別委員会の審査の経過

予算特別委員会

予算特別委員会を開催し、令和6年度予算の審査しました。審査の過程での主な質疑等について紹介します。

職員の自己啓発に対する補助制度(秘書課所管)

職員の自己啓発に対する補助の実施予定は。

自己啓発休業制度を利用した職員が1年間大学に就学し資格取得を目指す。この期間が無給となってしまうため学費の2分の1を補助。

意見
自己啓発を推進し、より一層の職員の資質向上を図ってもらいたい。

病児保育の受け入れ状況(市立病院所管)

病児保育の患者数はどのくらいか。また、コロナ禍と比較して増加しているか。

令和6年2月末現在で累計1333名の患者を預かっている。
コロナ禍からほぼ横ばいで推移している。



拠点避難所の追加と物資の充実(危機管理課所管)

令和6年度に追加する拠点避難所は。また、プライベートメントや給水タンクなどの資機材は全地区に配置されるのか。

友部二中とB&G海洋センターを追加し、笠間地区3か所、友部地区3か所、岩間地区2か所の計8か所となる。プライベートメントや組み立て式給水タンクも順次誠整備していく予定。

外国人介護人材の受入支援。(高齢福祉課所管)

外国人介護人材の受入に対する支援の概要は。

市単独で外国人労働者を探すことは困難なため、国指定の機関を經由して事業所単位で人材を探し、受け入れた事業者に対し補助金を交付という形で支援する。

市内での創業に対する支援制度(商工課所管)

「創業支援補助金」と「女性創業支援事業補助金」の違いは。

「創業支援補助金」は小売業・飲食・生活関連サービス業で年間の営業日数が200日以上。「女性創業支援事業補助金」は笠間市に住民票のある女性を対象とし、業種は幅広く、営業日数も年間150日以上と緩和している。両事業とも1日あたりの営業時間は3時間以上、事業が3年以上継続が見込まれるという条件は共通。

意見
開始時期など、年度単位でなく流動的に受入れられるようにしていただきたい。



橋梁の点検と修繕工事の現状(管理課所管)

橋梁点検に基づく維持補修整備工事の現状は。高速道路に架かる橋も対象となるのか。

橋梁は道路法で5年ごとの定期点検が定められており、市では令和6年度から5年間のスパンで全橋梁を点検していく。幹線道路を中心に計っていくが、狭い橋、小さな橋も含めて全て点検を実施する。高速道路に架かる橋も対象で、ネクスコ東日本と協議の上進めている。

水道配水管の耐用年数(水道課所管)

市内の水道の配水管の耐用年数と状況は。

配水管の法定耐用年数は40年となっており、市内に埋設されている配水管のうち、40年を経過しているものは約126キロメートル。計画を立てて順次更新を進めている。



3月6日～8日の3日間にわたり執行部との活発な質疑応答が交わされ、最終日に討論、採決を行い、すべての会計を原案のとおり可決すべきものとしました。定例会最終日(3月15日)の本会議で、田村泰之委員長が審査結果を報告し、採決の結果、

令和6年度の全ての予算は

可決 しました。

【予算特別委員会 委員】

- 委員長：田村 泰之
- 副委員長：鈴木 宏治
- 委員：長谷川愛子・坂本奈央子
- 内桶 克之・田村 幸子
- 石井 栄・畑岡 洋二
- 石松 俊雄



令和6年第1回定例会 令和6年度予算などを可決

第1回定例会が、2月27日から3月15日までの18日間の会期で開催され、常任委員会による議案審査、予算特別委員会による予算審査、14人の一般質問を行い、下表のとおり全議案を議決して閉会しました。



| | | | | | |
|---|-------------------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------|---|
| 2月27日 開会 提案理由説明 補正予算の付託 一部議案の採決 | 29日 補正予算の採決 委員会付託 | 3月1日・4日・5日 常任委員会審査 23議案の審査 | 6日・7日・8日 予算特別委員会 | 12日・13日・14日 一般質問 14人 | 15日 条例・当初予算 等の採決 追加議案・採決 閉会 |
|---|-------------------------|----------------------------------|---------------------|----------------------------|---|

第1回定例会 提出議案等の審議結果

| 議案番号等 | 議案名等 | 審議結果 |
|--------|---|--------|
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて） | 承認 |
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度笠間市一般会計補正予算（第7号）） | 承認 |
| 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例） | 承認 |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 ★ |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて | 原案同意 ★ |
| 議案第1号 | 笠間市行政組織条例等の一部を改正する等の条例について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 笠間市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第3号 | 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第4号 | 笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第7号 | 笠間市公告式条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第8号 | 笠間市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第9号 | 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第10号 | 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第11号 | 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第12号 | 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第13号 | 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第14号 | あたごフォレストハウスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第15号 | 笠間市水道事業給水条例及び笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第16号 | 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第17号 | 笠間市友部都市計画友部駅前土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例について | 原案可決 |



第1回定例会の概要／審議結果表

| 議案番号等 | 議案名等 | 審議結果 |
|--------|---|--------|
| 議案第18号 | 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について | 原案可決 |
| 議案第19号 | 笠間市条例の読点の表記を改める条例について | 原案可決 |
| 議案第20号 | 指定管理者の指定について（あたごフォレストハウス） | 原案可決 |
| 議案第21号 | 指定管理者の指定について（あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージ） | 原案可決 |
| 議案第22号 | 公の施設の広域利用に関する協議について | 原案可決 |
| 議案第23号 | 令和5年度笠間市立病院事業会計資本金の額の減少について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第8号） | 原案可決 ※ |
| 議案第25号 | 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 原案可決 ※ |
| 議案第26号 | 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 ※ |
| 議案第27号 | 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 ※ |
| 議案第28号 | 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号） | 原案可決 ※ |
| 議案第29号 | 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 ※ |
| 議案第30号 | 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 ※ |
| 議案第31号 | 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号） | 原案可決 ※ |
| 議案第32号 | 令和6年度笠間市一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第33号 | 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第34号 | 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第35号 | 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第36号 | 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第37号 | 令和6年度笠間市立病院事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第38号 | 令和6年度笠間市水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第39号 | 令和6年度笠間市工業用水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第40号 | 令和6年度笠間市下水道事業会計予算 | 原案可決 |
| 議案第41号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |

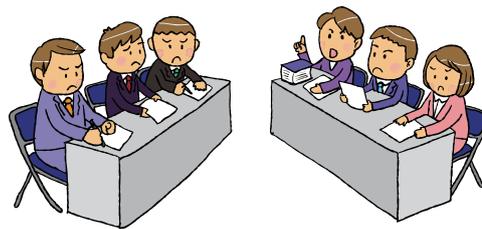
★は 2/27、※は 2/29、その他は 3/15 議決

賛否が分かれた議案（賛成 ○ 反対 ● 欠席 欠 ※「-」議長は採決に加わりません）

| 議案番号 | 議決結果 | 議員名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|--------|-------|-------|---|---|
| | | 長谷川 愛子 | 酒井 正輝 | 河原井 信之 | 鈴木 宏治 | 川村 和夫 | 坂本 奈央子 | 安見 貴志 | 内桶 克之 | 田村 幸子 | 益子 康子 | 林田 美代子 | 田村 泰之 | 村上 寿之 | 石井 米 | 畑岡 洋二 | 飯田 正憲 | 西山 猛 | 石松 俊雄 | 大貫 千尋 | 小園 江一三 | 石崎 勝三 | 大関 久義 | | |
| 議案第24号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第2号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第3号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第9号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第41号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第32号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第33号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |
| 議案第35号 | 可決 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - |

付託された重要議案をそれぞれ審査しました。 (常任委員会の審査経過)

令和5年度の補正予算など31件の議案の審査を行いました。
ここでは、各委員会での審査の経過と結果をお知らせします。



総務産業委員会

■開催日 2月29日 / 3月1日

■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの)

【全会一致】 議案第1号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号
議案第13号 議案第14号 議案第16号 議案第18号 議案第19号
議案第20号 議案第21号 議案第22号

【賛成多数】 議案第2号 議案第3号 議案第24号 議案第41号

■出席を求めた部署

消防本部消防総務課・警防課、予防課、会計課、秘書課、人事課、市民課、企画政策課、
企業誘致・移住推進課、デジタル戦略課、総務課、財政課、資産経営課、税務課、
笠間支所地域課、岩間支所地域課、環境政策課、資源循環課、農政課、商工課、観光課

■質疑・意見等

【議案第2号】 社会情勢が物価高、賃上げと言う流れの中、特別職の給与を減額改正する
ことは、一般職員の給与減額につながるのではないか。(人事課所管)

【議案第3号】 定年延長に伴い、60歳を超える職員の昇給区分はどうなるのか。(人事課所管)

【議案第24号】 デマンドタクシーの予約・配車システムの変更内容は。(企画政策課所管)
空家解体撤去補助事業の内容は。(企業誘致・移住推進課所管)

教育福祉委員会

■開催日 2月29日 / 3月4日

■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの)

【全会一致】 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第23号
議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号

【賛成多数】 議案第9号

■出席を求めた部署

公民館、図書館、学務課、おいしい給食推進室、生涯学習課、市立病院(経営管理課)、
社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、こども育成支援センター、保険年金課、
健康医療政策課、感染症対策室

■質疑・意見等

【議案第9号】 保険料区分の改正の経緯と内容は。(高齢福祉課所管)

【議案第23号】 市立病院事業会計資本金の額を減少させる経緯は。(市立病院所管)

【議案第24号】 市内の生活保護の現状は。生活保護費の増額理由は。(社会福祉課所管)

【議案第28号】 休日・夜間診療負担金を減額した理由は。(市立病院所管)

建設土木委員会

■開催日 2月29日 / 3月5日

■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの)

【全会一致】 議案第15号 議案第17号 議案第24号 議案第29号 議案第30号
議案第31号

■審査議案等と審査

水道課、下水道課、建設課、事業推進室、管理課、都市計画課

■質疑・意見等

【議案第15号】 条例改正の背景は。また、改正の具体的な内容は。(水道課所管)

【議案第24号】 営業費用の動力費が減額した理由は。(水道課所管)

【議案第31号】 笠間市の内水氾濫浸水想定区域は。またハザードマップとの整合性は
とれているのか。(下水道課所管)



はた おか よう じ
畑 岡 洋 二
政 研 会

予防接種記録の取扱いは

問 予防接種法施行令により作成した記録を5年間保存とされているが、市の現状は。

答 保健福祉部長 定期予防接種と市の助成を受けた任意予防接種の予防票は5年間保存している。また、インフルエンザ以外の予防接種と市の助成を受けた任意予防接種については、健康管理システムに入力し電子データで保存。

問 コロナの予防接種の確認方法は。

答 保健福祉部長 本人に送られる接種済証と、保健センターで入力している電子データで確認できる。

問 個人の健康情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するためのPHRという考えに

合わせ、保存期間を延ばす可能性は。

答 保健福祉部長 市の健康管理システムに電子データで保存されている予防接種データは、マイナポータルを使用して5年を超えての確認が可能。現在国で進めている全国医療情報プラットフォームの取組で予防接種についてもシステム化される予定のため、国の動きを注視していきたい。

森林環境贈与税を使った森林の整備



問 観光地、観光資源周辺の森林の整備に関する施策は。

答 産業経済部長 あたご天狗の森周辺の森林は、令和3年度は2・88haの下刈り及び間伐、4年度は3・8haの下刈り及び間伐を実施。つつじ公園周辺は、令和5年度に1・3haの下刈り及び間伐を実施、令和6年度は1haの下刈り及び間伐を予定。愛宕山は令和6年度から下刈り等

の施業を入れる予定。

問 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保の現状は。

答 産業経済部長 現状、林業就業者の高齢化により担い手不足が深刻化している。林業事業者の育成に当たっては林業施業に必要な知識や技術などが必要のため、関係機関が実施する研修会や講習会など多くの方々が林業施業に関わりやすい環境を整えるとともに、林業に係る新たな人材確保に努めていく。また、適切な森林整備を行うには経営管理集積計画などを作成するため、森林・林業の知識を有



小型ユンボ(3t未満)による作業道造成講習会(楞厳寺)

する有識者を地域林政アドバイザーとして求めているが、条件に合致する応募者は現在いない。

問 森林の有する公益的機能に関する普及啓発は。

答 産業経済部長 広報紙やホームページへの掲載、笠間広域森林組合による森林経営研修会の開催及び機関誌の発行、緑の少年団による森林愛護運動による啓発活動、森林に理解のある事業者が愛宕山で実施しているカスミ共感創造の森植樹祭などのイベントにおいてPR活動を行っている。

問 木材の利用促進その他の森林の整備促進に関する施策は。

答 産業経済部長 木材利用の促進に当たって、茨城県ではいばらき木づかいチャレンジ事業を制度化し、補助事業を実施しながら木材利用を推進。また、笠間工芸の丘やあたご天狗の森公園において木材を活用した整備をしており、公共施設の木質化を進めている。

その他の質問

かさま陶芸の里ハーフマラソン



こ 子 幸 子
さ ち 子
む ら 村
た 田 公 明 党

学校施設老朽化対策と防災機能強化推進を

問 学校施設の築年数と長寿命化老朽化対策と安全対策は。

答 教育部長 学校施設の大部分は昭和40年～50年代に建設。一番古い友部小学校は築51年。国の指針により学校施設の耐用年数は七十～八十年とされている為、屋根や外壁等の原状回復目的の予防改修と、鉄筋の腐食対策等機能向上が目的の長寿命化改修を効果的に組み合わせる施設の長寿命化を図っている。建築基準法12条に基づく検査は、3年に1回の特定建築物定期検査。建築設備定期検査、防火設備定期検査、昇降機等定期検査は毎年行う。何らかの不具合が見つかった場合は速やかに改修工事を行う。校舎の耐震化は平成26年までに全校舎が対応済み。

ブロック塀は平成30年に安全点検を実施、ひび割れや破損が見つかったブロック塀は改修工事が済んでいる。

問 脱炭素社会実現の為の持続可能な環境整備の推進は。

答 教育部長 友部二中やみなみ学園義務教育学校で屋根の断熱化やLED照明を導入。稲田中で教室の窓ガラスにフィルムを貼り、冷房の使用を抑える取組を進めた。今後、北川根小では、屋根の断熱化で空調の効率を上げ、太陽光発電の導入とLED照明化で、消費電力量の削減を図る。

問 学校体育館のトイレの洋式化やバリアフリー化、空調設備の整備計画は。

答 教育部長 拠点避難所に指定されている体育館を優先的に整備する。トイレの洋式化は16校中10校が実施済み。令和6年度は友部小体育館を予定。バリアフリー化は16校中7校でスロープを設置、未完了の学校は順次検討を進める。空調設備は、停電時でも運転可能なガス方式で、令和6年度は、友部中と岩間中の設置に向け実施設計業務を委託する。

学校におけるがん教育の充実を

問 がん教育の背景と教育の必要性、その位置づけは。

答 教育部長 がんは1981年以降死因の第1位であり、日本人の2人に1人ががんにかかると推測されており、死因の約3割ががんで、かかる人が増え続けている。このような現状を踏まえ、子どもたちが早い段階からがんについての正しい知識を身につけ、がん患者への理解を深め命の大切さについて認識することが重要。県では平成26年度からがん教育総合支援事業を開始、市では平成26年度から全ての学校でがん教育を実施。

がん教育は生活習慣病の一部として位置づけられており、保健の授業や特別活動の時間を利用してがん教育が行われている。教員も県主催のがん教育指導者研修会により、教員自身ががん教育についての知識を深め適切な指導ができるようになっている。

問 小中それぞれの学習指導要領を踏まえた学びと内容は。

答 教育部長 がん教育の対象は小学6年生と中学2年生。

まずは、がんの基本的な理解を深め、次に発生するメカニズム、さらに予防方法、進行する過程と早期発見の重要性、早期治療の効果、最後にリスクを減らすための生活習慣について学ぶ。



家族でがんについて学びましょう（厚生労働省HPより）

問 医師やがんを経験された方を外部講師とした教育講演会の実施や、がん教育のさらなる充実を図るために。

答 教育部長 各学校でのがん教育を確実に実施し、児童生徒ががんに関する基本的な知識や予防方法、早期発見の重要性を理解することや、保護者を対象とした講演会等ではがん予防の重要性や家庭での健康管理の方法を啓発することが重要。更にがん教育における情報の信頼性・正確性確保のため、専門家や医療機関との協力を密にし、最新の情報や科学的根拠に基づいた内容を提供していくことも必要。



じ 治 宏 木 政 研 会
す ず 鈴 木 宏 治

本市の胃がん対策の現状は

問 がんの罹患者、死亡者数順位、推移は。

答 保健福祉部長 全国のがん罹患者数は約100万人で年々増加。死亡者数は約38万人で増加傾向。主な死因の順位は、1位ががん、2位が心疾患、3位が老衰。部位別のがん罹患者数、死亡者数上位は、ともに大腸、肺胃。本市においても死因順位の1位はがんで罹患者数は596人、死亡者数は278人で、近年は横ばい状況。

問 胃がんの主な原因は。

答 保健福祉部長 胃がんの発生要因は、喫煙、食塩、高塩分食品の多量摂取が胃がん発生の危険性を高めるとされる。また、胃粘膜に生息するヘリコバクターピロリ感染が関連するとも言われている。

問 ピロリ菌とは。

答 保健福祉部長 正式名称はヘリコバクターピロリであり、井戸水や土壌などに生息し、人が感染すると胃の粘膜に生息し胃炎や胃潰瘍、胃がんを誘発する。除菌しない限り慢性的な炎症が続き、胃がんを発症する危険性が高まる。



問 ピロリ菌感染の主な原因は。

答 保健福祉部長 口から体内へ経口感染すると推定されている。感染者の親から子へ、唾液を介した感染が考えられている。

問 ピロリ菌陽性と陰性で胃がんの発生率は。

答 保健福祉部長 陽性者は陰性者に比べて胃がんを発生するリスクが5倍以上。

問 胃がんの罹患者、死亡者数の推移。

答 保健福祉部長 全国の罹患者数は約12万人、死亡者数は約4万人。本市の罹患者数は84人、死亡者数は45人で近年は横ばいの状況。

問 ピロリ菌検査を中学2年生に実施している自治体が増えて

いることの認識はしているか。

答 教育部長 認識はしている。県内では水戸市では中3を、城里町では中1を対象に実施。

問 ピロリ菌検査の費用は。

答 教育部長 尿検査の場合1人当たり1320円、血液検査の場合1人当たり1430円。

問 本市でも中2対象のピロリ菌検査を実施すべきでは。

答 教育部長 早期発見と早期治療で胃の病気のリスクを減らし次世代への感染予防にも有効であるが、検査後のフォローアップ体制に課題が残るため、関係機関との協議を進めていく。

本市のコミュニティスクールの現状と展望

問 市のコミュニティスクールの取組の経緯と現状は。

答 教育部長 令和3年度からは市内16校全てに協議会を設置。設置率は100%。

問 地域学校協働本部の取組状況は。

答 教育部長 5校に本部を設置。岩間三小では、地元の有志の人たちによるホームページでの情報発信をしている。

問 将来的に地域学校協働本部を幾つぐらい立ち上げる予定か。

答 教育部長 市内全校16校全てに立ち上げる。

問 地域・学校のコーディネーターの人材育成は。

答 教育部長 来年度5名のコーディネーターを委嘱予定。基本的な研修を通じ子どもたちの支援から協働の活動に広げていく。

問 学校運営協議会委員の人材育成や研修は。

答 教育部長 地域学校協働本部のコーディネーターと一緒に研修、活動をしていく。

問 地域へ発信できるものは作成しているか。

答 教育部長 学校のホームページや学校だより等でお知らせをしている。今後は、独自の広報を併せて検討。

問 今後の取組は。

答 教育部長 学校の先生たちだけでなく、地域の人たちと一緒に学校をサポートし、未来の子どもたちを育てるシステムづくりに至る学校で取り組む。





かわらいのぶゆき
河原井 信之
政 研 会

地域経済の現状と課題

問 本市の地域経済の現状は。

答 政策企画部長 工業団地等に堅調に立地が進む製造業が最も規模が大きく付加価値額は増加で推移。観光産業にも関連する小売卸売業等も雇用を含めた付加価値額は大きい。全てにおいて人材確保が大きな課題。

問 地域経済の活性化を促進する取組は。

答 産業経済部長 プレミアム商品券や住宅・店舗リフォーム促進補助事業を実施し市民や事業者を支援。笠間ブランドの強化に向け地場産業や観光産業の活性化、企業及び宿泊施設の誘致促進、笠間の陶炎祭、かさま新栗まつりなどで地域経済の基盤強化を図る。

問 工業団地への企業誘致、操業開始がもたらした影響は。

答 政策企画部長 補助対象に

限っても9社が進出、誘致は堅調に進む。その影響は、市の税収増、また工業団地内の主な11社の聞き取りで従業員が約1800人となるなど雇用の面でも好影響。宿泊施設や店舗の誘致機会の創出にも繋がっている。

問 インボイス制度とは。

答 産業経済部長 適格請求書発行事業者登録をした課税事業者のみ発行可能。メリットは税務処理の正確性、デメリットは経理業務の負担増や事業者によっては納税額が増加すること。

問 4月より施行の時間外労働の上限規制は(2024年問題)。

答 産業経済部長 4月に労働基準法の猶予期間が終了し、時間外労働の上限が規定された。本市への影響としては、事業者側の視点では収益減少、人件費増加、働き手の収入減少、物流コスト等の上昇、人手不足の深刻化。

問 地域経済の課題は。

答 政策企画部長 引き続き企業誘致を強力に推進、BCP、物価高騰対策の観点からのエネルギー対策といった課題対応に加え、喫緊の課題である人材確

保を進める。

高齢者を支え合う地域づくり

問 地域包括ケアシステムとは。

答 福祉事務所長 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく最後まで生活できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいについて一体的に提供される仕組み。

問 介護予防の取組は。

答 福祉事務所長 地域ではシルバーリハビリ体操指導士やスクエアステップ・リーダーの協力で地域の集会所など身近な場所で運動教室を開催し介護予防活動に取り組んでいる。



スクエアステップ教室

問 来年度から自治体が主体となりシルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会を開催する事になる。3級養成講習会を年2回以上、開催して頂きたい。

答 福祉事務所長 1級指導士の方と協議をしながら対応していきたいと考えている。

問 全力で介護予防に力入れる

べきだ。市長の考えを伺う。

答 市長 指導者をどう育てていくのか支援や仕組みなどを、今後持続していく上で検討する必要がある。しっかりと取り組んでいきたい。

問 デマンドタクシーの現状は。

答 政策企画部長 利用者3万9583名、1日当たり約163.6名程度が利用。利用目的は、令和4年度実績では医療関係が約半分で最も多く、その次に買物、さらには公共施設となっている。

問 利用者は高齢者であるのに、なぜ高齢者用の手すりが無いのか。

答 政策企画部長 車両などのあり方も検討課題であり、総合的な検討を進めている。

問 乗車チケットを買いに行くためだけの無駄な800円の出費がかかる。なぜ乗車チケットの車内販売をしないのか。

答 政策企画部長 様々な課題があり、総合的なサービスの向上に向けて検討していきたい。その他の質問

・本市における事業者の規模
・本市における雇用動向



いし いかへ 石井 栄
日本共産党

災害に対する市民の安全確保と地域防災計画

問 6箇所の拠点避難所、5カ所の福祉避難所の避難環境と備蓄品、運営の現状は。

答 総務部長 最大収容人数は、拠点避難所は1人当たり2㎡換算で3161人、福祉避難所は1人当たり3.5㎡換算で902人。拠点避難所の各体育館に移動式冷暖房設備を整備。福祉避難所は常設と移動式冷暖房設備を設置。仮設トイレを状況に応じ配分。

問 国際的なスファイア基準では1人当たりの面積は3.5㎡、トイレは男女1:3の比で20人に1カ所必要とされる。1人当たりの面積、トイレ数、備蓄品は。答 総務部長 スファイア基準は、避難所の質の向上を考えるときに参考として示されているものと承知しており、基準を満たすには、トイレを50人で1基とす

ると最大避難者数3161人に約64基が必要。複数の災害時支援協定で早急に整備する。R6年度にトイレ処理剤やテント式簡易トイレを整備する。備蓄品は毛布2000枚、簡易ベッド60台等、食糧約1万5000食分、飲料水約8000リットル。



R5年度実施の総合防災訓練時の避難所の様子

問 避難情報発信と住民への周知、要支援者の避難方法・手段は。

答 総務部長 公共放送、防災無線、緊急速報メール、ホームページやSNS、広報車等を活用。災害情報ホームページ、新聞折り込み等情報を発信。風水害時には高齢者等の避難情報と避難指示、緊急安全確保の二情報を早期に発信する。要支援者の避難手段は、支援者の協力で最寄りの避難所へ避難。福祉避難所への移動は必要な場合支援者等の協力で車両で移動。

問 震災時の一般家庭への生活用水の供給は。答 総務部長 拠点避難所6カ所に井戸を設置。今後、井戸水の提供可能な個人や企業を調査する予定。配水池のタンクに貯

水中の水道水で応急給水活動を迅速に行う。問 現状の災害想定と今後の被害想定はどのような規模、備えが必要か。答 総務部長 H19年の計画策定では市役所付近が震源でM8規模の地震を想定。被害は建物全壊1万3084棟、死者412名、負傷者1万1000人。最近の県の地震被害想定調査で、最大想定がM8.4で市の最大震度が6弱、建物全壊20棟、死者10名、負傷者が100名以下。科学的知見とデータに基づき対策や備えを進める。

学校給食費負担軽減と無償計画

問 給食費負担軽減、第三子給食無償化の現状と今後の方針。答 教育部長 R6年度、物価高騰に伴う給食費負担軽減は、3401万2000円を補助予定。第三子無償化は対象年齢を18歳へ拡大し、対象児童生徒は214人から計400人に増加し、全体の約8%になる見込み。

暮らしを支え安心な介護制度を

問 訪問介護の報酬削減で、住

み慣れた地域で安心した生活を送る「地域包括ケアシステム」の居宅サービスの維持」に困難が生じる懸念があるが、調査の上、適切な対策が必要ではないか。答 福祉事務所長 介護報酬の改定は4月以降の適用で、その影響は事業所の規模や運営形態により違うため、今後の訪問介護事業者の動向を注視したい。

エコフロンティアかさまの安全対策は

問 遮水シート劣化による重金属イオン等の流出及びその有無を調べる検査の継続。遮水シート破損を感知する機器の更新。堰堤の安全管理の継続は。答 環境推進部長 遮水シートの浸出水漏洩監視の水質検査は開業前から施設廃止まで継続予定。電気式漏えい検知システムは年1回の機能検査で正常を確認。堰堤は埋立て終了後も継続して管理。

問 監視委員会、環境保全委員会の開催と市民への公開は。答 環境推進部長 いずれも定期的に開催しており、傍聴による公開を実施。



こ ね お 央 子
もと 奈 央 子
さ か 坂 本 奈 央 子
か さ ま 未 来

部活動の地域移行の進捗と課題

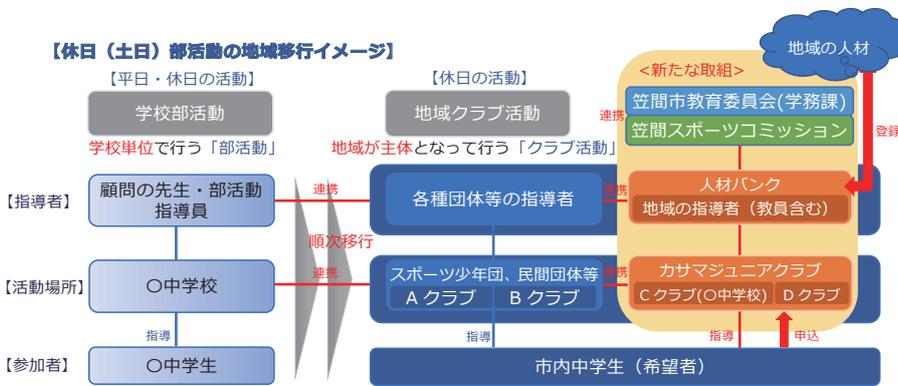
市の方向性は。

【問】 教育長 平日は学校教育の一環として、土日は社会教育の一部分としてすみ分けをし、令和7年度末を目途に休日はスポーツ及び文化の全部活動を地域移行する。

【問】 令和6年度はどのような体制になるか。

【答】 教育長 現在市内では、文化部を含む71の部活動を68名の指導者が運営している。県のモデル事業の笠間中学校とウエルネス高校のバレーボール部連携、友部中学校の柔道部、岩間中学校の剣道部の3つの部活動については、地域クラブ活動実証事業として実施している。令和6年度からは、市直営の生徒が所属する笠間ジュニアクラブを設立し、指導者の人材バンクを設立する。

【問】 笠間ジュニアクラブに加入する生徒の意向確認は実施しているか。
【答】 教育長 第一段階として、新中学生となる小学6年生へのアンケートと保護者への説明を実施。今後、広報をして順次進めていく。



【問】 現在指導している先生の土日の活動範囲は。

【答】 教育長 笠間ジュニアクラブとして立ち上がったクラブについては、先生以外の人が指導者として登録するが、先生でも部活動の指導をやりたいという先生には兼職兼業の手続きをして指導員として登録していただき、笠間市として派遣して土日に活動していただく。

【問】 土日の指導者に対する謝礼金はどのくらいで、どこが負担するか。

【答】 教育長 笠間ジュニアクラブの指導者に対して、一人当たり時給1600円で合計3時間分を市が負担する。

【問】 土日の活動場所は。

【答】 教育長 平日同様、学校で活動することを基本とする。

【問】 生徒や保護者へのアンケートや説明会の実施は。

【答】 教育長 令和6年度に全ての市内中学校義務教育学校へ入学予定の保護者に対して、説明会を実施。中学校に在籍する生徒の保護者に対しては、保護者向けのビデオを作成し、タブレット等を通じて説明予定。児童生

徒に対するアンケートは、市内の全ての小学5・6年生、中学1・2年生を対象に実施した。

【問】 今後の進め方。

【答】 教育長 令和7年度末までに土日の部活動を地域移行させるよう取り組んでいるが、将来的には平日も部活動をなくして地域クラブ化をしたいという考えがある。笠間ジュニアクラブを育てて

拡大していく、月曜日から金曜日までの受皿をつくる素地をつくるため、2年間の2年間で令和8年度以降の取組になる。今後、こういった構想を盛り込んだ計画を出す予定。

【地域移行のパターン】

| | 平日 | | 休日(土日) | |
|-------|-------|---|---------|---|
| パターン① | 学校部活動 | + | 地域クラブ活動 | 学校部活動を中心に、土日は地域クラブ活動を行う |
| パターン② | 学校部活動 | + | 学校部活動 | 「部活動指導員」が配置される部活動については、平日・休日ともに学校部活動を行う(当面の間) |
| パターン③ | 学校部活動 | + | 学校部活動 | 準備ができ次第順次地域クラブ活動へ移行する |



笠間の宝。子どもに関わる
笠間まるごと子育て都市宣言
プロジェクト



にしやま たけし
西山 猛
無所属

問 プロジェクトの目的は。

答 保健福祉部長 少子化によって人口減少が加速する中、笠間市の未来をつくるために子育ての多様なニーズに応え、喫緊の課題にスピード感を持って効果的に対応できるよう子ども子育て施策を最重要課題に設定し、分野横断的に取組を推進する。令和6年度はステージ2として切れ目のない支援を展開する体制強化と全分野一体として施策を展開する。

問 具体的な事業は。

答 保健福祉部長 分野ごと、ライフステージごとに必要な支援や事業を展開する。事業の具体策は、従前からさらに拡充した産後ケア事業、母子健康手帳交付時から継続して実施している伴走型相談支援の拡充と経済的支援を一体的に実施している出産・子育て応援事業、初期・中期の離乳食指導に加え後期の教室を実施するほか、新設する子ども政策課に心理職を配置し、多職種連携による支援の拡充も図る。

問 新規事業は。

答 福祉事務所長 令和6年度は包括的で切れ目のない支援を提供するための体制強化を図るべく①訪問による家事・養育支援を提供する子育て世帯訪問支援事業。②親子間の適正な関係性の構築を支援する親子関係形成支援事業。誰でも柔軟に保育施設を利用できる③子ども誰でも通園制度。未就園児に対する定期的な保育の提供により育児負担の軽減を図るため、保育士人材確保事業として民間の保育施設等に正規雇用された保育士や

看護師には1人当たり20万円の就労支援金を本人に支給し、保育士等の人材確保に取り組む。

問 子ども誰でも通園制度の受け皿はどこか。

答 福祉事務所長 くるす保育所となる。

問 くるす保育所は笠間地区だが、友部地区、岩間地区でも実施するべきだと思いが、市の考えは。

答 福祉事務所長 本来では3地区で実施できるのが理想である。今年度、くるす保育所で事業をスタートし、課題の整理等を次年度以降につなげていきたい。

問 笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクトを掲げた市長の考えは。

答 市長 子どもの急激な減少は市の将来に極めて大きな課題。今年の成人は668名いたが、生まれた子どもは316名で、20年で約半減、さらに20年たつとまた半分になってしまう。2050年には市の人口が5万人になる予測すらある現況で、今回の新規事業で子育て事業を強化する。

小中学生に対する支援事業

問 令和5年度の支援実績は。

答 教育部長 小学校、中学校、高等学校へそれぞれ支援を実施しており、入学前にそれぞれ①エコランドセルの給付(小学校)、②制服などの購入費支援として1人当たり3万円の支援(中学校)、③高校生の生活を応援するために1人当たり5万円の支援を行った。学校給食費の負担を軽減する事業や第三子の給食費を無償とする事業も行ってきた。



給付されるエコランドセル

問 令和6年度の支援計画は。

答 教育部長 令和5年度の事業を引き続き行うとともに、給食費の第三子無償化事業は対象範囲を拡大する予定。

その他の質問

・栗のブランド化について



むら かし びさ し
村 上 寿 之
市 政 会

教員の働き方改革の効果は

問 働き方改革の効果は。

答 教育長 平成31年4月に学校の働き方改革プランを作成し、推進している。年7日間の学校閉庁日の開設、市働き方改革推進委員会の設置、月1回の定時退勤日の設定、学校ごとの週1回以上の定時退勤日の設定、学校行事の見直しや廃止などに取組んだ。一番の効果は超過勤務時間の減少と休日の増加で、令和元年度比で、4年度は小学校で43・9時間から33・1時間へ減少、中学校は66・4時間から47・8時間へ減少と、平均13・5時間の削減効果があった。5年度は校長会を通し、教職員の自己申告による計画年休を実施している。

問 働き方改革の弊害はあるか。
答 教育長 学校行事等の見直

しによって行事を削減せざるを得ない場合、落胆する子どももいるのは確かで、弊害は皆無とは言いがたい。

問 教職員のメンタルヘルスは。

答 教育長 毎年実施している教職員のストレスチェックによると、高ストレス者は令和元年度は11・2%で、5年度は9・4%と少し減少した。令和元年度からの精神疾患による休職者数は1人から2人で推移し、退職者数はゼロ人と、働き方改革は教職員のメンタルヘルスを守る上で一定の効果がある。

問 教職員のやりがいと負担は。

答 教育長 教員になった理由は人それぞれだが、子どもが反抗したり、言うことを聞かない授業がなかなかうまくいかないといった困難があっても、多くの教職員は子どもとともに学び、子どもの成長を直接支えていることに大きなやりがいを感じ、卒業式で巣立つ子どもたちに感



謝されるとき、生きがいを得る。負担は、未経験の部活動を教えたり、小学校では9教科を1人で教えずにはならず、前日に授業時間分の準備をしないと帰れないことが一番苦しい。

問 授業5分短縮についての市としての考えは。

答 教育長 授業は国によって

小学校45分、中学校50分と定められているが、2027年の文科省の学習指導要領の改訂によってそれぞれ5分短縮される可能性があるため、国の動きを注視していきたいが、準備に時間がかかり調整が難しい授業などもあり、現行、笠間市の場合には40分授業については取り入れる予定はない。授業を短縮した場合、年間80時間ぐらいの余裕ができ、これによって先生方は教材研究ができるし、地域の実情に合わせて弱い教科の補習や特色のある学校づくりの教員に充てるなど柔軟な対応が可能になる。

問 保護者や生徒への働き方改革の影響は。

答 教育長 先生方が空いた時間で教材研究ができるようにな

り、的確な学習指導ができるようになった。この点は保護者にも子どもたちに対しても胸を張って言えることだと思つ。



児童生徒が自発的に横断的に総合的な学習を行う総合的な学習の時間

問 現在の学習状況

答 教育長 年間の学習時間は、小学校の3年生から6年生までは年間70時間、週2時間、中学校では、1年生は50時間、中学校2年と3年生は70時間で、テーマは、国際理解、環境、福祉、歴史(郷土)の4分野について学習をすることになっている。基本的に担任が指導するが、子どもと社会がつながる大変重要な地域の人との関わりがある時間なので、地域をよく知り、世界をよく知る部分であり、ゲストティーチャーとして地域の方を呼ぶことが多い。



こ 康 子
やす 子
こ 益 子
政 研 会

動く市役所の活用の現状と課題

導入の経緯は。

問 政策企画部長 公共交通の重要性が増す一方、生活・経済両面で人や物の移動という課題解決にデジタル技術の活用は有効で、デジタル支所で申請や相談のオンライン化も含め、移動の負担を軽減する方法の検討を続けてきた。モビリティサービス等を提供する2社と連携協定を締結し、今年度からデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、動く市役所事業に着手した。

問 具体的に誰がどのように活用しているのか。

答 政策企画部長 令和5年10月から本格的な運行を開始し、笠間版デジタル田園都市モデル事業を実施中の福原地区で、週に1回行政相談、申請支援、スマートフォン操作方法などの

取組を行いながら感想や必要とする内容の聞き取りを行い、これまで16回運行した。

問 反応と改善の余地はあるか。

答 政策企画部長 聞き取りを行った28名全員が「満足」「大変満足」という結果で、テレビ画面で担当者の顔と手元を見ながら相談ができる安心感が高評価につながっている。しかし、人員や物理的な物品が必要で民間企業との連携を含め向上策を検討している。



動く市役所

問 今後の活用方法は。

答 政策企画部長 まずは動く市役所で取り扱う申請、相談事務、オンライン診療など、提供するサービスを拡大するべく進めている。来年度は市内全域に運行区域を拡大する。

1T機器と小中学生の視力の関係

問 タブレットを貸与した3年

前からの視力の推移は。

答 教育部長 タブレット端末の導入が始まった令和3年度、裸眼視力が1.0未満の児童生徒の割合は、小学生31.9%、中学生44.5%。タブレット端末導入から3年後の令和5年度は、小学生31.8%、中学生48.1%で、端末の導入後、中学生の視力低下の割合が若干増加。

問 今後必要とされる対応は。

答 教育部長 視力低下など健康問題を防ぐため、学校では、画面から30センチ以上離れて見ること、30分以上連続で使用しないなどのガイドラインに基づいた使い方を教えている。保護者の理解や協力を得ることも必要と考え、家庭でも1T機器の適切な使い方やルールづくりについて継続的に情報提供し、理解を深めていく。

生活保護受給者への支援は

問 歴史的背景も含めて生活保護とは。

答 福祉事務所長 憲法第25条に定める生存権の理念に基づき国の責務として、生活に困窮する全ての国民に必要な保護を行

い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的とした制度。

生活保護世帯の推移

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総世帯数 | 29,192 | 29,005 | 29,201 | 29,470 | 29,834 |
| 生活保護世帯 | 649 | 656 | 685 | 693 | 710 |
| 割合 (%) | 2.22 | 2.26 | 2.34 | 2.35 | 2.38 |

生活保護世帯の内訳 (R6年1月末時点)



問 本市の生活保護世帯の割合の過去5年間の推移と内訳は。

答 福祉事務所長 この5年間は微増傾向で、高齢者世帯が多くを占めている。

問 今後必要な体制、支援方法は。

答 福祉事務所長 保護を受給している世帯の中には、経済的困難のほか複数の課題を抱える世帯も少なくない。今後は対象世帯に寄り添った関係者の伴走型による支援体制の充実と、中心になるケースワーカーの専門性のさらなる向上を図っていく。



たむら やす ゆき
田村 泰之
市政会

独り暮らし高齢者の支援

問 独り暮らし高齢者の人数は。

答 福祉事務所長 令和6年1月31日現在の住民基本台帳で、65歳以上は2万4218人、うち独り暮らしは、笠間地区1084人、友部地区1463人、岩間地区434人、計2981人、12.3%。

問 独り暮らし高齢者の支援は。

答 福祉事務所長 緊急時の備えとして高齢者見守りあんしんシステム事業があり、217名が利用中。救急隊員や医療機関が高齢者の情報を閲覧できる介護検診ネットワークシステムで速やかな救護が可能。地域包括支援センターでは、地域ケアコーデイネーター



問 虐待の定義は。

答 福祉事務所長 高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれること。身体的虐待、介護・世話の放棄放任、心理的虐待、経済的虐待の5つに該当する行為を高齢者虐待と定義づけている。

問 虐待の未然防止の手立ては。

答 福祉事務所長 高齢者虐待は複数の要因が重なり発生することが多いため、その要因を解決するための支援が重要で、民生委員や社会福祉協議会の職員等の訪問による声かけに力を入れるなど、孤立やストレスのリスク要因を軽減し、虐待の未然防止、早期発見に努めている。

水戸市権利擁護サポートセンターの社会福祉士をはじめ、消費生活センター、市内介護事業所の専門職で構成する笠間市虐待防止ネットワークで連携による取組を進める。社会福祉協議会は安否確認も兼ねた配食サービスや電話での見守りなど、多方面から防止に努めている。

北山公園の施設概要と現状

問 今後の維持管理の方針は。

答 産業経済部長 北山公園は自然豊かな公園であり、市内の他の公園とのすみ分けを加味しながら内部検討委員会を設置し、魅力をより引き出せる公園として位置づけられるよう、令和6年度の上半期には方向性を示したい。その中で公園全体の施設を改修して維持するか、廃止するかを含め対応内容を判断する。

農地の有効活用と今後の展望

問 遊休農地対策は。

答 産業経済部長 遊休農地の主な原因は、農業者の高齢化と農業人口の減少による耕作地の縮小や兼業農家の離農、農地の条件として地形や日当たりが悪

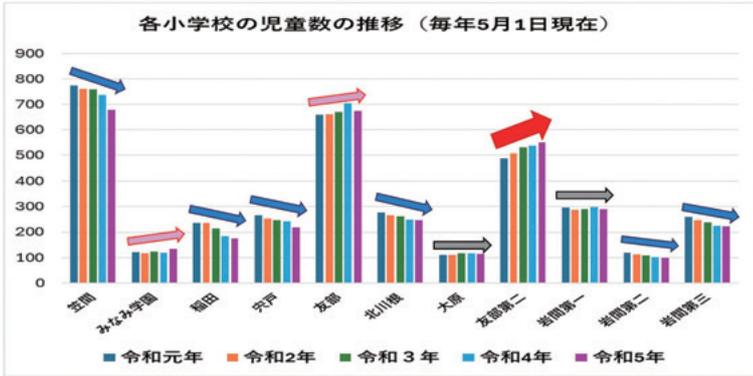
いことであり、農業委員会では、農地法に基づき農地パトロールを行い、遊休農地の所有者に助言や今後の農地利用に関する意向調査を実施し、その結果を基に農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化などを進めている。そのほか、土地改良事業や多面的機能支払交付金事業による遊休農地の解消に向けて取り組んでいるが、長年耕作されてない農地は、鳥獣の生息区域の拡大を防止するための緩衝帯や林地化などの土地利用も今後検討する必要がある。

問 今後の展望は。

答 産業経済部長 遊休農地となっている水田では畑地化や高収益作物を生産することが最善策と考えられ、国県も水田畑地化の事業を促進している。市も水田畑地化の取組が必要と考え、モデル地区を選定するとともに、県の補助事業制度を活用しながら、水田を畑地化へ整備するパイロット事業を実施する予定。整備後は、栗の有機栽培に取り組み、農業所得の向上を図ることで地域農業が持続できるように推進する。



5年間の児童数の推移



問 市内の小学校の生徒数の推移は。

教職員等の適正配置と業務（事務）改善



うち おけ かつ ゆき
内 桶 克之
かさま未来

問 教育長 左表のとおり。友部第二小の児童数は増加傾向。

問 学校規模と適正な教職員の配置を。

答 教育長 学級数の定数と指導方法の工夫改善や支援体制を必要とする子どものための加配定数がある。茨城県は、小学5年まで児童35人に担任1人、6年生、中学校、義務教育学校後期課程は児童生徒40人で担任1人。令和5年度から、教職員不足の小さな学校に定数外の教職員2名を市で採用。

問 栄養教諭の配置状況は。

答 教育長 教員と児童生徒を合わせた調理対象数で、県教委が市に小中学校で6名配置。給食センターは、笠間2名、岩間1名、単独校方式の友部地区は3名配置。

問 友部第二小に栄養教諭が配置されていないのはなぜか。

答 教育長 今配属している北川根小学校に重度のアレルギー体質の児童が入学してくることで、市の教育委員会等で協議をして、配属した経緯がある。今後、配属の見直しも考えられる。

問 教職員の既存業務及び事務

の改善は。

答 教育長 校務支援システム導入、学校閉庁日の設定、留守番電話の運用、部活動指導員の配置、日誌等の廃止等。

問 有機農業の取組とオーガニック給食

問 体制づくりは。

答 産業経済部長 環境負荷軽減の農業を推進する笠間市環境農業推進協議会を主体に取り組む。構成員は12名で、生産者6名と関係機関（市農業委員会、市農業公社、茨城県県央農林事務所、笠間地域農業改良普及センター、市おしい給食推進室、市農政課）で構成。推進体制は農林水産省のオーガニックビジネス拡大支援事業を受託し、全国各地の有機農業の推進と課題解決に関わり実績のあるコンサルティング事業者と連携し事業を進める。

問 今後の取組は。

答 産業経済部長 市内小中学校のオーガニック給食導入を目標に、米飯のオーガニック化を優先。令和6年度は、農産物の

生産の取組を中心に水稻栽培の技術講習会を複数開催。2年目以降は多くの生産者が環境負荷を軽減した農業に参画するため、農産物が付加価値の高い適正価格で取引されるよう販路の出口戦略を検討。有機農業実施計画は令和6年12月をめどに策定、その後オーガニックビレッジ宣言を行い、環境負荷を軽減した農業の産地づくりに取り組みたい。

問 オーガニック給食の取組は。

答 教育部長 今年度、北川根小学校をモデル校に特別栽培米と完全無農薬米を提供。有機野菜のコマツナ、ホウレンソウを年間通じ提供。令和6年度から、モデル校に穴戸小学校を加え2校に拡大。北川根小は全て、穴戸小は約半分の米飯を完全無農薬米で提供予定。令和7年度以降は提供量を段階的に増やし、令和10年度は主食の米飯は全校100%有機米、副菜はより多くの有機野菜の提供を目指す。

その他の質問

・職場におけるハラスメント防止と人事評価制度



お雄 とし 俊松 まつしお 石 市 政 会

高齢者の介護度改善に向け交付金の有効活用を

問 「介護保険法改正」（平成29年）の際に、高齢者の自立支援・重度化防止のために作られたのが「保険者機能強化推進交付金」。介護保険制度における介護予防の位置づけを高めるために作られたのが「介護保険者努力支援交付金」。介護保険制度では、利用者の要介護度が下がると、事業所が得る介護報酬も下がる。例えば、歩けなくて事業所を利用していた方が歩けるようになると、移動の際の介助が必要なくなるので、事業所が提供するサービスが縮小し、利益が減ってしまふ。事業所は、経営の観点から介護度の改善を取り組みづらい状況にある。だから、頑張って高齢者の自立支援・重度化の防止に取り組んだら、国が

インセンティブを払うというのがこの二つの交付金の意義である。市としてはこの交付金をどのように活用しているか？

答 福祉事務所長 主に介護予防に資する事業予算、それから包括支援センターの運営に関する経費等に充て、頑張った分を介護予防という形で市民に還元できるような形で活用している。

問 介護度の改善に努力した事業所にインセンティブを与えるのが交付金の趣旨ではないか。介護保険指定事業者を対象に、要介護度とかADL（日常生活動作）が改善した場合、利用者1人当たり5万円を交付するとか、交付金の趣旨に応じた使い方をしている市町村がある。笠間市は、なぜそういう使い方をしないのか。

答 福祉事務所長 そうした活用の仕方について議論したことはない。

問 交付金の意義を理解して、活用方法について考えてもらいたい。また、交付金の評価や使い道を公表すべきではないか。

答 福祉事務所長 今後、活用内容も含めホームページ等で、

分かりやすい形で公表していきたい。

全ての「ふれあいサロン」を市の委託事業に

問 市の業務委託として行われている「ふれあいサロン」と社協の事業として行われている「ふれあいサロン」の違いは？

答 福祉事務所長 市の業務委託は、介護保険の財源を使っている。対象者が要支援1、2といわれる総合事業対象者が10人以上いるということが条件、年度の最初と最後に簡単な評価をしよう。委託費は6万円。社協の事業は対象者の制限がなく、高齢者をサポートする側とされる側の区別をせず、地域の雰囲気などを活用した形で、社協の予算を使ってやっている。

問 委託事業としてやっているところは6万円の補助が出るが、社協の方は、例えば月2回16人で開催すると年間3万円出る。しかし保険料だけで1万3440円かかるので、実際は1万6560円で運営をしている。市の委託事業は、介護事業に携わっているプロに関わってもらえるが、一方は住民だけでやるという違いがある。全て市の委託事業並みにできないのか。

答 福祉事務所長 委託事業のサロンも社協のサロンも内容の差がなくなり上に寄ってきているので、市の委託事業として、やる前と後の評価を取り入れるなど要件に合えば格上げできる。書類の作成などの事務が負担になるといふことと、サロンの担い手側と通う側を区分けしたくないという意見もある。それらの意見も尊重しながら、「ふれあいサロン」全体のボトムアップは可能であると考えている。

その他の質問

・教職員の働き方改革

・一般家庭ゴミ収集運搬業務委託契約について





こよみ 林田 美代子
日本共産党

不登校の現状と対策

笠間市の不登校の現状は。

答 教育長 何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因によって、年間30日以上欠席したものが不登校。学年別では、今年度1月末現在、小学校1年生1名、2年生2名、3年生4名、4年生7名、5年生5名、6年生13名。中学校1年生34名、2年生49名、3年生53名。

問 不登校児童生徒の復帰支援

答 教育長 ①スクールソーシャルワーカーなどの専門家、専門機関等と連携協働し、児童生徒に応じた具体的支援。②学びたいときに学べる環境の整備。教育支援室ここからを中心に支援機能の強化や校内フリースペースの開設、ICTを活用した学習支援等。③安心安全な居場所と魅力ある学校・学級づくりの推進。

問 校内フリースクールモデル校つばさとは。

答 教育長 令和5年6月29日に、モデル校を友部中学校内に設置。クラスに入りづらい生徒が落ち着いた空間で、自分のペースで学習生活ができる環境。市の会計年度任用職員1名が通室者を支援。現在、通室16名、学級復帰1名。

問 他の中学校、小学校にも校内フリースクールの設置を。

答 教育長 岩間中、友部第二中にはすでに開設した。全中学校に開設する。小学校には開設しない。

問 不登校を生む原因は。

答 教育長 令和4年度の調査結果は、学校生活の不安や無気力が小学校全体の52・5%、中学校全体の62・7%。生活リズムの乱れ、夜型、遊び、非行が小学校13・8%、中学校7・8%。

問 不登校を生まない対策は。

答 教育長 子どもたちの居場所をつくることが重要。魅力ある授業、体験や魅力いっぱい学校をどう作るか、先生のそれに向けた素養の学習、研究が大事。

問 教職員を増やし、十分に自信をもって授業を行う準備する、子どもを理解するための時間が必要。今後の不登校対策の課題は。

答 教育長 教員が、その子一人一人を良く理解すること、家庭との連携を良く取りながら、子どもの個性を教育のプロセスとして作っていくことが必要。



加齢性難聴に補聴器購入費に助成を

問 加齢性難聴の影響は。

答 福祉事務所長 高音域の聴力低下、言葉や日常生活で聞き取りが悪くコミュニケーションを困難にする等、生活の質を落とす。高齢者の難聴は認知機能低下と強い関連があり、認知症の要因の可能性があると研究結果が出ている。

問 加齢性難聴者に補聴器購入費助成を。

答 福祉事務所長 加齢性難聴は、進行性の場合もあり、補聴器を購入しても装着しない方も

多く、助成の効果は薄いと想定される。補聴器の購入は状況に応じ各自で対応するものと捉えており、加齢性難聴の補聴器購入費を助成する考えはない。

問 ①特定健康診査項目に聴力を加えること、②「基本チェックリスト」やフレイルの「簡易チェック」に聴力項目を加えること、③「通いの場」などでの聞こえのチェックの実施等難聴の早期発見に取り組むことを求める。

答 保健福祉部長 ①高齢の聴力検査のために防音室や技師等の確保などの課題、すぐには取り入れることは困難。難聴と関連する生活習慣病及び重症化予防の取組を推進。②今後、高齢者の増加に伴い、加齢性難聴の増加が見込まれる。早期に医療機関の受診につながることを目的として、セルフチェックシートなどの活用を検討を進める。③「通いの場」の健康講座を実施する場合には、難聴の早期発見の診断方法について講話の中に取り入れていく。
その他の質問
・健康保険証の発行の継続を



お夫 かず 和 村 川 公明党

市の防災・減災の強化を

問 笠間市地域防災計画の概要

答 総務部長 災害対策基本法に基づき、市並びに防災機関が市民を災害から保護する事項を定め、風水害・震災・原子力災害の各対策を構成。

問 減災としての行政の対応は。(自助・共助・公助)

答 総務部長 自助の啓発に、災害訓練、出前講座等の広報やハザードマップを市民へ配布。共助として、自主防災組織が市内に現在156組織あるが、未結成組織に、結成の際に経費の補助上限10万円、資機材の補助、事務手続の簡素化のみなし結成等も促進し、結成に向けての取組を強化。

問 防災訓練の実施状況は。

答 総務部長 毎年9月の防災週間に市の総合訓練で住民参加

型訓練を実施。地域住民の避難訓練や関係機関と情報伝達訓練、応急給水、給食訓練等を行う。市職員の訓練で、拠点避難所の開設訓練や、実施日時を知らせない職員非常招集訓練等を実施。

問 女性の視点での防災強化は。

答 総務部長 女性の視点での今後の計画策定は重要と認識している。

笠間市の金融教育

問 小中学校における金融教育導入の背景、必要性、目的。

答 教育長 インターネットの普及、スマホ所持率の高さからトラブルが多発。金融リテラシーを向上させ基本的な金融知識を身につけ、責任ある消費者として自ら資産を管理できる将来の市民の育成。



問 小中学校の学年・時間割内容は。

答 教育長 家庭科で小学5年6時間、中学2、3年9時間。社会科で中学3年の公民分野24時

間。学校によって、総合的な学習や特別活動で、金融業者や税に精通する外部講師等を含め金融に関する内容。

座を開催予定。

問 今後の課題は。

答 教育長 社会とのつながり、消費者やお店の立場をじかに体験できる工夫が必要。学区内の外部講師が学校へ授業を提供し、一般社会で使う言葉を子どもたちに分かりやすい言葉にする等で連携が必要。

問 本来の授業とは違った、派生的な教育の実施状況は。

答 教育長 中学2年の職場体験学習で、多分野の職業の先輩方の講演会。岩間第三小で、サツマイモを栽培、近くの業者でスイートポテトとして商品化、販売し利益を得る。パッケージやネーミング、販売計画を全て子どもたちが行う。今後は、ほかの学校にも普及させたい。

問 市民向け金融教育の実施は。

答 教育長 令和2年度かさま志民大学を開校。来年度は、開校記念講座として、今後の生活に関わるライフプラン、今話題の新NISA、iDeCoを分かりやすくお話していただく講

ペットのマナーやエチケットの向上を

問 現在の対応は。

答 環境推進部長 広報かさまお知らせ版、ホームページ、SNS等で飼い主のルールやマナーを周知。希望者にペットのふんや放し飼いの看板を配布。狂犬病予防注射や犬の登録申請時にマナーのパンフレットを配布。飼い犬・猫の不妊去勢手術費用の補助制度などを行っている。

問 マナーやエチケット向上のための今後の対応や新しいルールづくりを。

答 環境推進部長 動物愛護政策を行う先進事例等の情報収集、幅広い調査研究で有効な施策を立案し実施したい。様々な場でのルール周知徹底を継続。条例に明示されている市の責務を果たし、飼主主にルールを守ることを周知を継続したい。





清掃施設整備等調査特別委員会の経過報告

(現ごみ焼却場の建て替えに関する調査について)

令和5年6月15日に設置され、清掃施設の建設工事や周辺地域における生活環境向上施設等の整備についてこれまで16回にわたり議論を重ねています。(令和6年4月現在)ここで内容について一部報告いたします。

- (1) 地元との協議について (現存施設設置時の協定書の内容と今後の協定について) 地元還元策 (他地域との比較も含む)
- (2) 余熱利用施設について 余熱利用施設利用者の声について
- (3) PFI等事業導入可能性調査の内容について (市場調査・市場調査・VFMの検討)
- (4) 炉の設置数について
- (5) ごみ処理体制について (バイオガス発電、高効率ボイラー発電、ボイラー発電)
- (6) バイオガス発電施設建設の財源的メリットについて (概算事業費・交付金制度の活用)
- (7) 実稼働率 (年間の稼働日) について
- (8) 新清掃施設整備計画 (案) について
- (9) 新清掃施設の「整備基本計画及びPFI等導入可能性調査」の詳細



※会議記録は市議会ホームページで順次公開しております。



このほか、令和5年9月25日に先進地視察(東京都町田市)を実施。
視察先：町田市バイオエネルギーセンター

議員定数等調査特別委員会が設置されました。

議会改革を推進するうえで、議員定数、議員報酬、政務活動費について調査研究をするため、3月15日「議員定数等調査特別委員会」の設置議案が議会運営委員会より上程され、全会一致で可決されました。

- 委員定数 22名 (全議員)
- 委員長 田村 幸子
- 副委員長 鈴木 宏治
- 調査・研究事項

- (1) 議員定数について
- (2) 議員報酬について
- (3) 政務活動費について
- (4) 委員会の体制について
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項



常任委員会の名称と所管が変わりました。



議会改革の一環として、4月から常任委員会の構成を見直し、総務産業委員会が総務企画委員会に、建設土木委員会が建設産業委員会に名称が変更になりました。これにより、産業経済部及び農業委員会は建設産業委員会の所管となりました。なお、令和6年度に新設された「こども部」は教育福祉委員会の所管になります。

| 総務産業委員会 ↓ 総務企画委員会 | 教育福祉委員会 | 建設土木委員会 ↓ 建設産業委員会 |
|--|--------------------------------|---|
| 市長公室、政策企画部、総務部、環境推進部、会計課、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、その他の委員会の所管に属さない事項 | 保健福祉部、 <u>こども部</u> 、市立病院、教育委員会 | <u>産業経済部</u> 、都市建設部、上下水道部、 <u>農業委員会</u> |

主権者教育 (中学生の議会傍聴)

3月14日、笠間中学校の主権者教育の一環として、生徒会役員が市議会を傍聴しました。ここで、いただいたご意見の一部を紹介します。

- いろいろな方々が笠間市をよりよくするために議論をしたり考えたりしていて、僕たちがいつでもおり学校に行けているのは議員の方々をはじめ、いろいろな方々のおかげだと思いました。
- 質問をしている人も、答弁をしている人も、どちらも笠間市について真剣に考え、積極的に行動しているということがわかりました。
- 災害についての議論を聞き、私はまだ笠間を安全にできる取り組みはできませんが、できるだけボランティアなどの活動に参加したいと思いました。
- 質問をする側、答える側の意見がはっきりしていて内容がよくわかりました。内容も私たちに直接関わる問題もあって、私たちの学校生活をよりよくするための議論でとても勉強になりました。
- 政治について興味を持つことができました。このようなきっかけを作ってくださいありがとうございました。





令和6年第2回笠間市議会定例会会期日程(案)

Calendar table showing dates from 5/19 to 6/15 with corresponding council sessions and committee meetings.

※会議は原則として10時に始まります。
※会期日程に変更の可能性があります。最新の日程は笠間市議会HPよりご確認ください。

議会を傍聴してみませんか

市議会はどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいかがでしょうか。
《手続きは簡単です》 本会議開催当日に、市役所3階の傍聴受付で、傍聴券の交付を受けて入場してください。(傍聴席は42席(うち2席は車いす利用者席)、入場は先着順となります)※なお、傍聴の際には、笠間市議会傍聴規則を遵守してください。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の作成・提出方法を参考にしてください。

請願・陳情書の作成、提出方法

①請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、左記の書式例を参考に、件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名、電話番号を記入し、笠間市議会議長あてに提出してください。

②請願書には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。

令和6年度よりオンラインによる提出が可能となりました。詳しくは笠間市議会ホームページをご覧ください。

請願・陳情の取扱い

持参いただいた請願・陳情については、本会議に提出し審議を行い、採択・不採択の結論を出します。ただし、郵送された陳情については、議員配布のみとし、議員活動の参考にします。

請願(陳情)書式例

Form template for petition/objection letter with fields for date, recipient, petitioner details, and purpose.

議会日誌

Meeting diary table listing dates from February to April with corresponding council sessions and committee meetings.

ご意見・お問い合わせ

「議会だより」についての「ご意見、お問い合わせ」は議会事務局までお願いします。

「一般質問」については、質問・答弁の要旨を掲載しています。詳しい内容については、ホームページから会議録、録画放映をご覧ください。

議会生中継・録画放映 インターネット配信中

マチイロ 議会だよりが スマートフォンで読めます



笠間高校 メディアアート部 ギャラリー



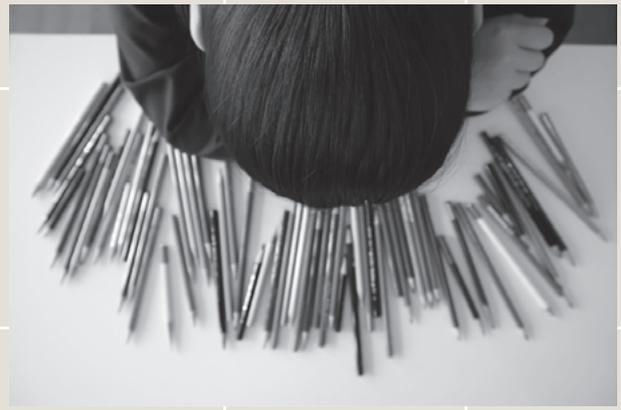
「閑か」井桁春花



「モーセ」山本康太



「旋回」川田真由



「超音波」岡田沙也加

 **議会のポイント 参考人**
議会では、調査のため、また審議事項についてより知識を深め、正確な審査をするために、法の定めにより参考人を呼んで意見を聞くことができます。

編集後記

世間は春。胸躍る季節である。
咲き誇る桜や山々を映す鏡のような水田、目に飛び込んでくる鮮やかな新緑は、春ならではの絶景である。

ただ一方で、耕作放棄地が増え、そうした絶景が徐々に失われつつあることは大変に残念であり、この先の未来はどうなるのかと少々不安になる。

自分の手で作物を作ることとは、全ての生産過程が見えるという意味で「安心・安全」である。形や見た目が今一つであっても、その安心感だけは揺るぎない。手軽に安心を求めたいのであれば、自家栽培が一つの答えとなる。幸か不幸か、身の回りには耕作されなくなった農地がいくらかもある。家庭菜園のレベルでいいから農地としての再利用が進むとしたら、僅かであっても食料自給力の向上や景観の向上にもつながるのではなからうか。

現状を打破するのは、一人一人の意識の改革にほかならない。(安見貴志)

委員長 坂本奈央子

副委員長 鈴木宏治

委員 酒井正輝 河原井信之

川村和夫 安見貴志

林田美代子 西山猛

